

県政改革調査特別委員会 調査報告書（令和 7 年 2 月 4 日報告）  
地域整備事業関連部分を抜粋

## I はじめに

本県では、阪神・淡路大震災からの復旧・復興の過程において多大な影響を受けた財政の健全化を図るため、行財政構造改革を推進し、適切な行財政運営に取り組んできた。令和 4 年には、令和 10 年度までの「県政改革方針」を取りまとめ、「県政改革の推進に関する条例」に基づき、一層の県政改革を推進してきた。

同条例においては、社会情勢の変化、国の政策動向、県政改革の推進状況等を勘案し、毎年度県政改革方針の見直しを行うこととされており、改革の着実な推進にあたっては、県当局と県議会が車の両輪として真摯に議論・対話を重ね、持続可能な行財政基盤を確立する必要がある。

そのような中、令和 5 年度に入り分収造林事業や地域整備事業といった今後の行財政運営に大きな影響を与える過去からの課題が顕在化し、所管部局において有識者による委員会等で調査検討が進められることとなった。また、前回の行革見直しで残された公社等外郭団体の改革についても改めて検討が進められた。過去の清算ともいべきこれら課題の解決や現下の懸案である県庁舎の今後のあり方等については、議会として積極的に議論に関わっていく必要があるとの認識のもと、特別委員会を設置して調査を実施することとなった。

3 年毎という先例に従えば令和 6 年度での設置となることを前倒しし、令和 6 年 2 月、第 366 回定例県議会において当委員会が設置され、それぞれの案件について現状を調査把握するとともに、7 月に示された「課題と検討方向」について議論を進め、12 月には来年度以降の財政フレームを含む「改革案」の調査を実施した。

調査の過程において、各委員等から出された意見は、共通する観点も多く見受けられ、内容は多岐にわたっているため、すべてをここに列挙することはできないが、当委員会において指摘のあった主な事項を以下のとおり示すものである。

## II 改革案に対する意見について

### 1 地域整備事業

#### (1) 淡路夢舞台

- ・今後の淡路夢舞台が、創造的復興の象徴としての地元貢献や公益性を踏まえた「創造的再生（リジェネラティブ）」の理念に共感する公共性のある投資を呼び込み、公の施設群と一体的に運用されること。
- ・運営権の設定に際しては、民間が主体となる形で契約を進めること。
- ・創造的再生に向け、淡路島の地域活性化を牽引する施設として民間活力の導入においては、その使命が継続して担保されるよう、事業者の意向も踏まえ、双方にメリットのある関係を築きながら推進すること。
- ・資産譲渡を選択する場合は、ポテンシャルを最大限に活かす広域的な視点に立ち、内資外資を問わない幅広い活用を図り、思い切った展開をすること。
- ・一方、運営手法には公益的意義に留意して、県は従業員の確保などに責任を持つこととの意見もあった。

#### (2) 播磨科学公園都市

- ・居住者の生活環境や立地企業の事業環境の持続が前提であり、その実現に向け企業庁だけでなく、県ならびに市町が一体となり取り組むこと。
- ・SPRING-8の高度化を活かし、産学連携による先端産業の集積地として再生を図ること。
- ・具体的な評価指標を提示し、持続可能なまちづくりを目指すこと。
- ・長年にわたり事業化の展望が見えない進捗調整地が残されており、今後の売却なども厳しい状況と推測されるため、会計全体として早期に処理すること。

#### (3) 企業債償還財源の確保

##### ア 進捗調整地の活用・処分

- ・進捗調整地を、データやエビデンスに基づいて活用見込みの有無を見極め、民間活力の利用も含む産業用地等への活用等、具体的対応が示されたことは評価し、県有環境林として簿価での移管についても、将来に課題を積み残さないという観点からは理解する。
- ・ひょうご情報公園都市第2期エリアについて民間事業者へのサウンディング調査を行った上で、三木市との意見調整を進めている点については評価する。
- ・「情報公園都市」を名乗るのであれば、その名称にふさわしいIT企業や情報産業に特化した産業団地となるよう、具体的かつ強力な取

組を進めること。

- ・ひょうご情報公園都市第2期エリア以外の地区と矢野・小犬丸地区において、活用や処分の進め方を議論、検討していく上で重要な未買収の土地が点在しているという情報が開示されていなかったため、今後は重要な情報を開示すること。
- ・ひょうご情報公園都市第2期エリア以外について、開発を中止して取得用地を県有環境林に戻すことになっているが、産業用地の需要が高まりを見せている中で、民間事業者への引き継ぎの可能性等も含め、三木市の意向を踏まえた有効活用の方向も引き続き検討すること。

#### イ 保有資産の整理

- ・企業債償還財源の確保について、保有資産の整理にあたっては、地元関係者等とも丁寧に調整しながら、企業庁として最大限努力するとともに、県全体で着実に進めること。
- ・進度調整地の活用や処分等の対策を行っても、さらに440億円規模の保有資産を整理する必要があるため、資産の随時評価を行い、透明性と効率性を確保しつつ、資金ショートを回避すること。
- ・保有資産の整理は可能な限り前倒しし、企業債利子の縮減に努めるとともに、企業庁他会計への影響を可能な限り回避すること。

#### (4) 今後の事業展開

- ・事業会計の抜本的な見直しは、長期的な目標となるが、更なる収益悪化や将来の県民負担の増大を防ぐため、企業債償還の状況や主要な分譲事業の進捗を見ながら、今後慎重に進めること。
- ・各事業のあり方を見直すにあたっては、公民連携を最大限に活かすとともに、長期的な視野で地域整備事業の目的と意義を再構築し、県民から支持される施策を展開すること。
- ・地域整備事業会計の収束後も、これまで企業庁で培ってきた産業用地の開発分譲のノウハウを活用し、「官民連携」の新たな枠組みにより、市町との連携や民間活力を活用可能とする手法を確立し、継続して産業用地の開発を進めていくこと。
- ・土地の先行取得に県民の貴重な財産が投入されており、十分に利活用されなかった状況や過去の取得経緯並びに現状の価値についても開示し、謙虚な姿勢で進めること。また、保有資産の評価の積み上げが十分ではないため、今一度精査すること。
- ・全てに共通するのは、地元や関係者への丁寧な説明・意向聴取・調整のほか、これまで企業庁が果たしてきた役割等も含めた県全体の視点

での検討である。

- ・ 県全体の視点での議論が非常に見えにくく、県の政策を踏まえた開発者としての役割を担う企業庁が、単独かつ主導して行うべきものではない。大阪湾ベイエリアの新たな展開、SPring-8の高度化に伴う好機、県内外の産業立地需要の動向等を踏まえ、産業立地政策や土地利用・空間利用等について、本委員会での議論や改革案に示す今後に向けた課題・論点にも十分に配慮し、県全体の視点の中で、企画部や産業労働部等の関係部局と企業庁との役割分担やスケジュールについて、どのように検討を進めていくのかを示すこと。
- ・ 一方、計画性を持たず収益優先に邁進したことへの反省、総括と検証をすることとの意見もあった。

2～6 略

### Ⅲ おわりに

当委員会は、“将来に課題を先送りしない”との強い思いを持って、県当局が取りまとめた「改革案」に記載された各項目の内容について、慎重かつ集中的に調査を行なった。調査の過程では委員長発案で、県行財政改革に係る特別委員会としては初めてとなる現地調査を実施し、地元市長や土地所有者の方等との意見交換も実施した。

この間、企業庁の地域整備事業やひょうご農林機構の分収造林事業の整理について、将来に向けた一定の方向性が示された反面、今後の県財政に大きな影響を与えることや厳しい財政運営が続くことが明らかとなった。

これらの反省を踏まえ、今後の超長期プロジェクト等の推進にあたっては、過去と同じ轍を踏まないように意思決定の段階で詳細なリスク分析と評価を精緻に行うこと、事業実施後に予測から大きく外れた場合の見直しなどを躊躇なく機動的かつ柔軟に行うことが必要である。

また、今後見込まれる収支不足の解消や県債管理基金の積戻しなど、財政上の課題は山積している。今回の改革はあくまでも通過点に過ぎず、不透明な国際情勢等、先行きが憂慮される中、引き続き徹底した選択と集中による事業見直しを図るとともに、評価内容等を県民に分かりやすく示し、理解を得ながら共に県政改革に取り組む姿勢が不可欠である。

二元代表制の一翼を担う議会としても、真摯に議論・対話を積み重ねるとともに、チェック機能を十二分に発揮して、適切に行財政運営がなされるよう、尽力してまいりたい。

## 別記 1

### 調 査 の 経 過

- 令和6年3月22日 正副委員長互選、運営要領協議
- 令和6年4月16日 公社等運営評価委員会・地域整備事業のあり方検討についての  
の報告書についての説明
- 令和6年5月16日 分収造林事業のあり方検討に関する報告書についての説明
- 令和6年6月18日 若者・Z世代応援パッケージについての説明
- 令和6年6月28日 現地調査（三木市、上郡町、佐用町、たつの市）
- 令和6年7月17日 調査項目に係る課題と検討方向についての説明
- 令和6年8月1日 調査項目に係る課題と検討方向についての質疑応答
- 令和6年8月21日 調査項目に係る課題と検討方向についての各会派の意見の  
表明
- 令和6年10月23日 副委員長互選
- 令和6年12月11日 理事の選任
- 令和6年12月20日 調査項目に係る改革案についての説明
- 令和7年1月14日 調査項目に係る改革案についての質疑応答
- 令和7年1月27日 調査項目に係る改革案についての各会派の意見の表明